

試行的に面会交流仲介支援を利用する皆さんへの注意事項

一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センターを試行的に利用される皆さまに、以下の約束をお願いいたします。

面会交流は、子どもが父母のどちらからも愛されていることを実感し、信頼できる親子関係を築いていくために行います。

よって、面会交流は、あくまでも子どものためのものであり、面会交流の実施については、子の利益を最優先にして考慮しなければなりません(平成 23 年の一部改正後の民法第 766 条第一項参照)

■利用料金（下記の料金に税が加算されます）

- ・ 3時間付き添い型面会交流仲介支援料金、15,000 円＋スタッフの交通費(自宅最寄駅から現地までの往復交通費)
- ・ 5時間付き添い型面会交流仲介支援料金、25,000 円＋スタッフの交通費(自宅最寄駅から現地までの往復交通費)
- ・ 受け渡し型面会交流仲介支援料金、3,000 円×2＋スタッフの交通費(自宅最寄駅から現地までの往復交通費)

■利用者の禁止行為

1. 本サービスの利用に際し、利用者の以下の各行為を禁止するものとします。

- ・ 子どもに相手に対する非難の言葉を言うなどして、両親のわだかまりの板ばさみにする行為。
- ・ 離婚後の夫婦がメッセージを交わすための手段にする行為。
- ・ 子ども自身が望まないことを言ったり、させたりする行為。
- ・ 同居親の同意なしに子どもに金銭をあたえる行為。
- ・ 利用者または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為。
- ・ 利用者または第三者の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する等の行為。
- ・ 犯罪的行為、及びそれに結びつく行為。
- ・ 本サービスに支障をきたす恐れのある行為、及びその他びじっとが不相当と判断した行為。
- ・ 『一緒に暮らそう』『お母さん(お父さん)と暮らしたほうが楽しいよ』『お父さんとお母さんは、また一緒に暮らそうと思うんだ』などの会話はお子さんの心を惑わすこととなりますのでご遠慮ください。
- ・ 『今度は〇〇に連れて行って』『今度の参観日に来てね』など、お子さんからの要望があった場合は、『それじゃあ、お母さん(お父さん)と相談してみようね』と答えてあげてください。
- ・ 支援中、他方の親御さんのこと、御親族のこと、あるいは当サービスについて、お子さんの前で否定的に話すことはしないでください。
- ・ 散髪・刺青・ピアスなどといった身体的な子どもの永続的な変化は、事前に同居の親御さんの許可がない限りはご遠慮ください。
- ・ 面会交流の日程が決められたら、両親がそれを守り、変更やキャンセルを行わないでください。止む終えない事情でのキャンセルは、前日までに担当のスタッフにご連絡ください。なお、当日でのキャンセル発生の場合は、キャンセルをした側の親御さんに料金の全額をお支払いいただきます。
- ・ 支援中は余計なプレッシャーを与えたり、失望させたりしないために、お子さんとの会話や活動は現在に焦点を当てたもののみにしてください。

・本サービス業務に支障をきたす恐れのある行為、及び、その他びじっとが不相当と判断した行為は禁止です。

係争中の場合は、この試行的面会交流をびじっとの許可なく係争の種として絶対に持ち込まないでください。

紛争に第三者を絶対に巻き込まないこと。

試行的面会交流仲介支援は、あくまでも、びじっとを利用するかどうかを決めるためのお試しであるという前提での仲介支援になります。

面会交流の是非を問うために行うものではありません。

前項に違反した場合、びじっとは利用者に対していかなる責任も負わないものとします。

以上の約束を私たちは守り、子どものための面会交流になるよう努めます。

お父さん 名前 印

お母さん 名前 印

お子さんの名前 年齢 歳

他に同席する方(祖父母、代理人等) 名前 印

平成 年 月 日 スタッフ名

■平成 26 年 4 月 1 日税率改定

■平成 26 年 11 月 19 日一般社団法人化のため改定